

厚生労働省の職員が国の用務以外の目的で海外に渡航する場合の取扱いに関する訓令の一部を改正する訓令 新旧対照条文

○ 厚生労働省の職員が国の用務以外の目的で海外に渡航する場合の取扱いに関する訓令（平成13年厚生労働省訓第11号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改		正		現		行	
別表				別表			
承認権者		承認を受ける者		承認権者		承認を受ける者	
内 部 部 局	各局長	所属の課長（労働市場センター業務室長を含む。）及び厚生労働省の内部組織に関する訓令（平成13年厚生労働省訓第1号）第19条の規定により置かれる室長		内 部 部 局	各局長	当該所属の課長（労働市場センター業務室長を含む。）及び厚生労働省の内部組織に関する訓令（平成13年厚生労働省訓第1号）第19条の規定により置かれる室長	
	人材開発統括官	厚生労働省の内部組織に関する訓令第42条の3から第42条の10までの規定により置かれる各室長		局	(新設)	(新設)	
	政策統括官	厚生労働省の内部組織に関する訓令第44条、第45条及び第47条から第54条までの規定により置かれる各室長			政策統括官	厚生労働省の内部組織に関する訓令第44条、第45条及び第47条から第54条までの規定により置かれる各室長	
	(略)	(略)			(略)	(略)	
	各課長（労働市場センター業務室長を含む。）	所属の職員			各課長（労働市場センター業務室長を含む。）	当該所属の職員	
	厚生労働省の内部組織に関する訓令第19条、第42条の3から第42条の7まで、第44条、第45条及び第47条から第54条までの規定により置かれる各室長	所属の職員			厚生労働省の内部組織に関する訓令第19条及び第44条、第45条及び第47条から第54条までの規定により置かれる各室長	当該所属の職員	
施 設 等 機	各検疫所長	所属の職員（所長を除く。）		施 設 等 機	各検疫所長	当該所属の職員（所長を除く。）	
	各国立ハンセン病療養所長	所属の職員（所長を除く。）		設	各国立ハンセン病療養所長	当該所属の職員（所長を除く。）	
	(略)	(略)		等	(略)	(略)	
	各国立児童自立支援施設長	所属の職員（施設長を除く。）		機	各国立児童自立支援施設長	当該所属の職員（施設長を除く。）	

関	(略)	(略)
地 方 支 分 部 局	各地方厚生局長	所属の職員（局長及び四国厚生支局に所属する職員を除く。）
	(略)	(略)
	各都道府県労働局長	所属の職員（局長、各労働基準監督署及び各公共職業安定所に所属する職員を除く。）
	各労働基準監督署長	各所属の職員（署長を除く。）
	各公共職業安定所長	各所属の職員（所長を除く。）
(略)	(略)	(略)

関	(略)	(略)
地 方 支 分 部 局	各地方厚生局長	当該所属の職員（局長及び四国厚生支局に所属する職員を除く。）
	(略)	(略)
	各都道府県労働局長	当該所属の職員（局長、各労働基準監督署及び各公共職業安定所に所属する職員を除く。）
	各労働基準監督署長	所属の職員（署長を除く。）
	各公共職業安定所長	所属の職員（所長を除く。）
(略)	(略)	(略)